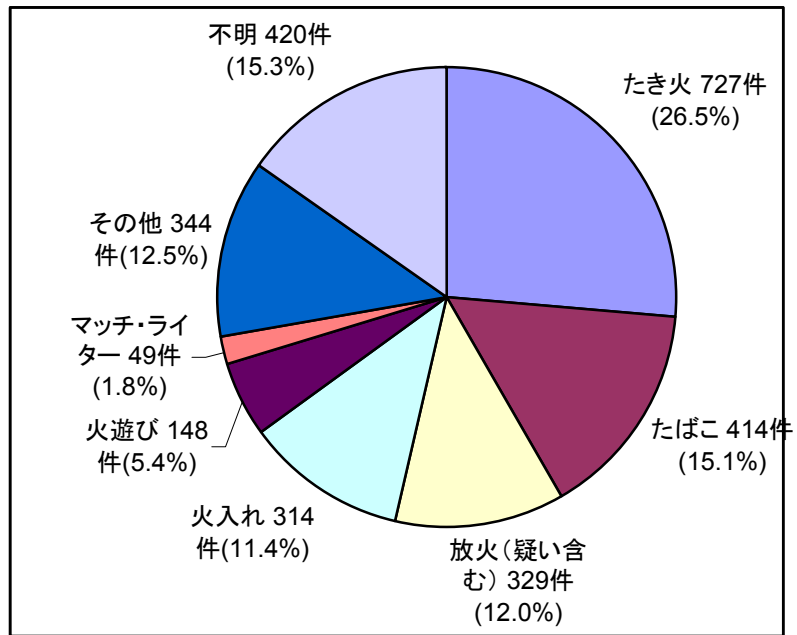




図表 1 原因別出火件数（1998～2002 年平均）



(出典) 林野庁資料

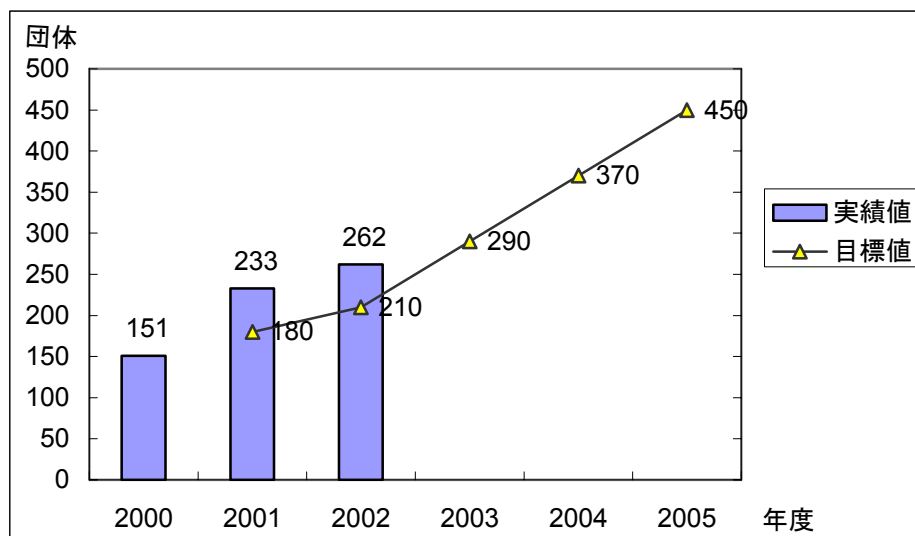
#### 4. 国民参加の森林づくり等の推進

○国民参加の森林づくり等の推進	4-1：国民参加による森林の整備・保全活動の推進 4-2：地域住民、NPO 等の多様な主体の参加と連携の強化 4-3：森林環境教育の推進
-----------------	--

##### 施策 4-1：国民参加による森林の整備・保全活動の推進

- ・ 温暖化防止にかかわる森林の役割・機能に関する国民の理解の向上と、広範な国民による森林づくりへの直接参加の機会の提供、活動場所の確保、森林ボランティア活動に関する情報などの提供が課題となっている。
- ・ 農林水産省の政策評価では、国民参加による森林づくりに関する政策を評価する指標として「森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数」を用いている。2001年3月現在の151団体が参加しているが、2005年度の目標は450団体である。現状では経過年における目標を上回りつつ推移している。

図表 2 森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数

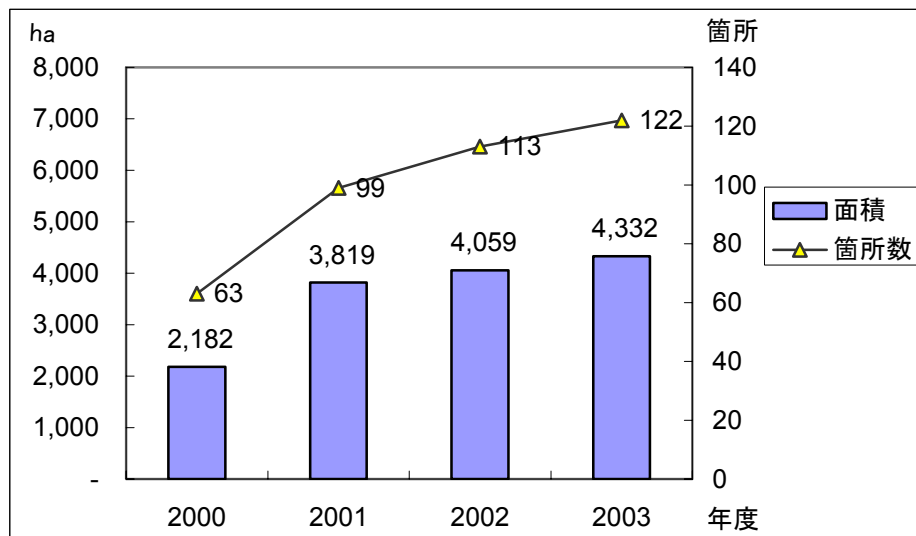


(出典) 林野庁資料

- ・ 国民による植樹活動等への支援、森林ボランティアの活動拠点である「みどり世紀の森」を累計141箇所整備。
- ・ インターネットを通じた森林ボランティア情報提供の支援等を実施。2002年のネットワーク参加団体の活動情報掲載件数が1団体平均6.6件と前年より14%増加。また、2002年の本ネットワークのホームページへの訪問者が19.9万件と前年よりも84%増加。

- ・ 国有林野内のレクリエーションの森等において修景林施業や施設整備、藤里森林センターの研修フィールドの整備を実施。
- ・ 自ら森林づくりを行いたいという森林ボランティア団体等と協定を締結し国有林を活動の場として提供する「ふれあいの森」の設定を 1999 年から進めている。2003 年度末現在で 122 箇所設定している。このうち協定が締結された 95 箇所において、延べ 1 万 5 千人が森林づくりに参加した。

図表 3 ふれあいの森の設定状況

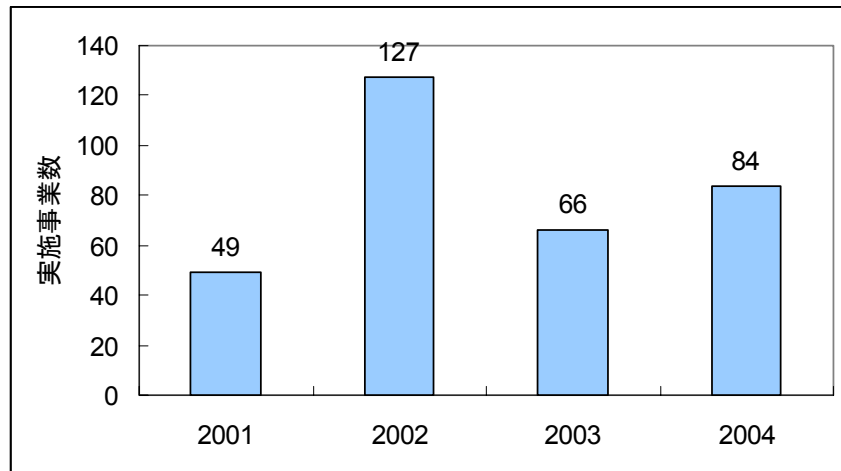


(出典) 林野庁資料

- ・ 2004 年 3 月に森林法が改正され、森林施業を自主的に行う者の取り組みを助長するため、以下の措置を講じる旨が記された。
  - 森林ボランティア活動を行っている特定非営利活動法人等と森林所有者とが締結する施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設。
  - 事後に当該協定の対象森林の森林所有者等になった者に対する協定の承継効を措置。
- ・ 環境省においては、国立公園等の地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、森林を含めた動植物の保護を行うグリーンワーカー事業を実施 (2001 年度～)。
  - 地域密着型事業 (動植物の保護、利用集中山岳地の保全・管理、スノーモービル等の乗り入れ禁止地域の監視等適正利用の推進、清掃困難地等における環境美化等の自然環境保全活動)
  - 広域・重点型事業 (世界自然遺産候補地における保全管理、里地里山の

維持管理、移入種対策)

図表 4 グリーンワーカー事業 実施事業数



(出典) 環境省資料

図表 5 グリーンワーカー事業の事例 (登山道維持管理、屋久島)



(出典) 環境省資料

## 施策 4-2：地域住民、NPO 等の多様な主体の参加と連携の強化

- ・ 林野庁で国民参加の森林づくり等を推進するため、「行政が市民レベルの取組とどのように連携していくか」等の課題について、2003年8月5日に森林ボランティア団体等と意見交換を実施。参加団体は以下の通り。

図表 6 森林ボランティア団体等との意見交換会の参加団体

所属	役職	氏名
NPO 法人フォレストぐんま 21	副理事長	小澤 馨
NPO 法人埼玉森林サポータークラブ	会長	横路美喜緒
NPO 法人地球緑化センター	事務局次長	金井久美子
(社)日本山岳会自然保護委員会 高尾の森づくりの会	代表	河西瑛一郎
NPO 法人森づくりフォーラム	常任理事	坂井武志
MORI MORI ネットワーク	事務局長	澤登信子
(有)木文化研究所	代表取締役	水野一男
NPO 法人穂の国森づくりの会	事務局長	原田敏之
NPO 法人筑後川流域連携倶楽部	副理事長	財津忠幸

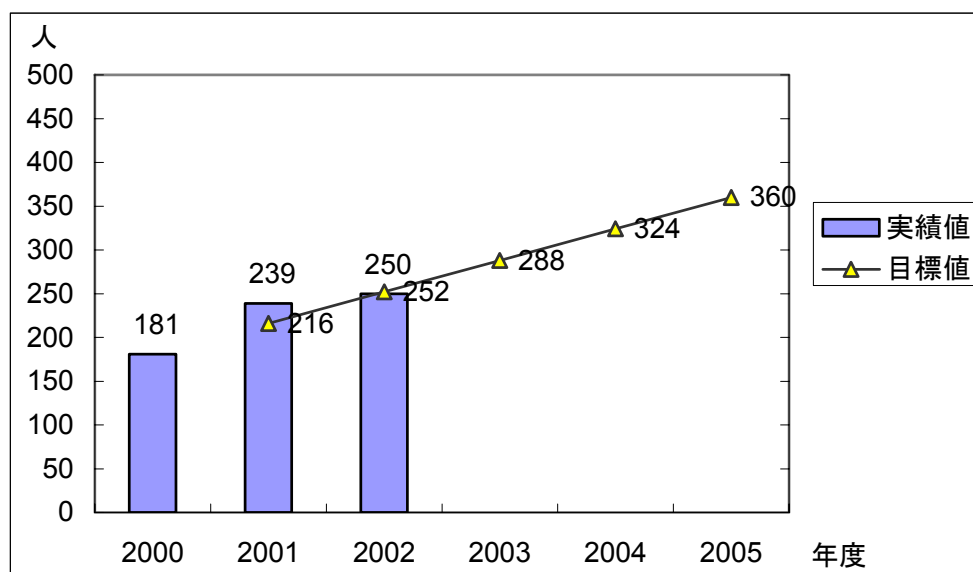
(出典) 林野庁資料

- ・ 多様な主体による森林ボランティア活動に関する地域ネットワークの構築のための連絡・調整、地域フォーラムの開催を推進。

### 施策 4-3：森林環境教育の推進

- 農林水産省の政策評価では、国民参加による森林づくりに関する政策を評価する指標として「森の子くらぶ活動」の参加者数を用いている。地域の森林総合利用施設等を活用し、幅広い関係者の連携・協力の下、入門的な森林体験活動等を行う機会を提供するとともに、指導を受けて森林でも多様な体験活動を推進。2001年3月現在181千人が参加しているが、2005年度の目標は360千人。現状では経過年における目標をほぼ達成しつつ推移している。

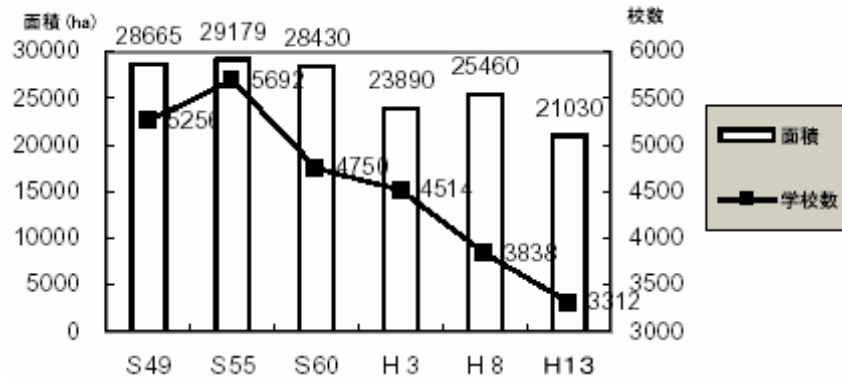
図表 7 森の子くらぶ活動の参加者数



(出典) 林野庁資料

- 学校林の保有校数は、1980年の5692校をピークに学校の統廃合等により減少傾向。2001年時点で小・中学校、高等学校合わせて3312校(面積21030ha)となっており、全学校数約40800校の約8%となっている。そこで、学校林を整備・促進するために、(1)学校林の新規設置等のためのノウハウ・事例集の作成や相談窓口の設置、(2)学校林活用のためのマニュアルの作成、配付等、(3)学校林を活用した交流活動の促進、(4)学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進、(5)学校林活動を促進するための歩道等の環境整備を支援する(2002～2006年度)。以上の事業に係る費用については2分の1を補助。

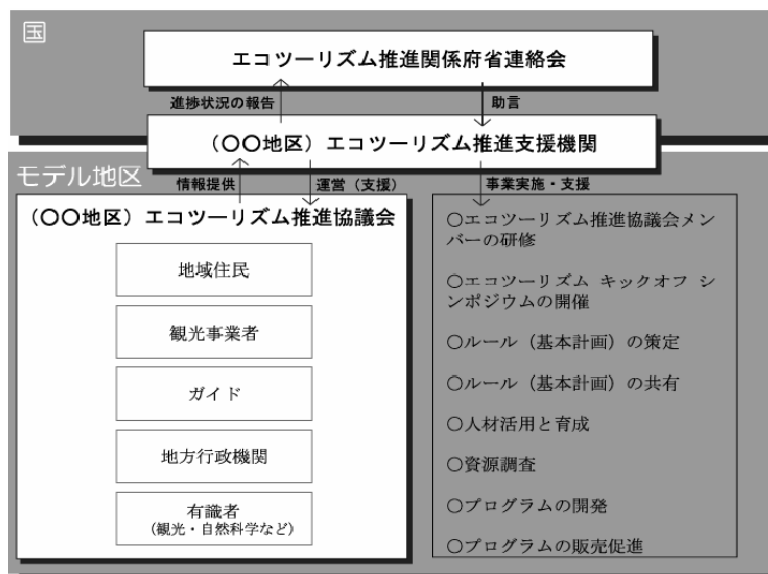
図表 8 学校林の保有数及び面積



(出典) 林野庁資料

- ・ 学校林等を体験学習活動のフィールドとして国有林野を提供する「遊々の森」制度を創設し、988 haを設定。
- ・ 新たに夏休みなどを利用した高校生による森林づくり活動や山村滞在型の森林・林業体験交流活動を推進。また全国の国有林で森林教室等を実施。
- ・ 2001年度の森林体験学習等への参加者数は78万人。2020年には300万人から400万人の参加者を目標にしている。
- ・ 環境省においては、自然体験学習やエコツーリズム等を通じた自然環境教育を積極的に推進。2004年度より、「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」として、全国に8のモデル地区を設置し、資源調査やプログラム開発、ガイド等の人材育成、ルールづくりなどの支援事業を実施。

図表 9 国立公園等エコツーリズム推進モデル事業の枠組



(出典) 環境省資料



## 5. 木材資源の有効利用の推進

対 策	施 策
○木材資源の有効利用の推進・林産物の供給及び利用の現状	5-1：林産物の新規需要の開拓
○木材及び木質バイオマス利用の推進	5-2：建築及び工作物における木材使用の促進
	5-3：木材利用を促進するための総合的な対策の推進
	5-4：学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備
	5-5：木質バイオマスエネルギー利用対策の促進
	5-6：木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備

### 施策 5-1：林産物の新規需要の開拓

- ・ 木材成分のリグニンやセルロース系成分を活用したリサイクルが可能なプラスチック様の木質新素材や生分解性プラスチック原料等を開発。

図表 10 リグニン成形品（研究試作品）



（出典）林野庁ホームページ

- ・ 木質バイオマスによるエネルギー供給施設、利用施設等を整備。また木材ガス化または液化した代替エネルギー利用などに係わる技術を開発。（施策 5-5：「木質バイオマスエネルギー利用対策促進」参照）
- ・ 林地残材等の収集・運搬の効率化に資する移動式木材破碎装置（タブグラインダー）等の機材等の整備に対し、「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」の一環として、補助率 1/2 の助成を実施。
- ・ 木質資源の多様利用に資するおが粉、たい肥、チップ製造施設等を整備。
- ・ 木材利用量は 17 百万 m<sup>3</sup>（2002 年度見込み）であり、木質バイオマスのエネルギー利用等林産物の新たな需要の開拓が課題（図表 11 参照）。

図表 11 国内で1年間に発生する木質バイオマスの未利用資源量

項目	(万 dry-t/年)	注釈
林地残材	300	未利用の間伐材を含む
間伐材	500	対象林であって間伐が行なわれなかった林分ら間伐率2割で搬出。
広葉樹	900	林道から500m以内の用材・シイタケ林以外の広葉樹を伐期30年で搬出
タケ	30	年間総量100万dry-t程度の3割を搬出
ササ	300	林道から一定距離にあるササを搬出
工場廃材	40	木材工業全般が対象
解体廃材	800	建築解体材、新築廃材、パレット廃材、梱包廃材など
街路樹剪定枝	300	日本全国の公園緑地、街路樹、庭木などの純一次産量
計	3,170	

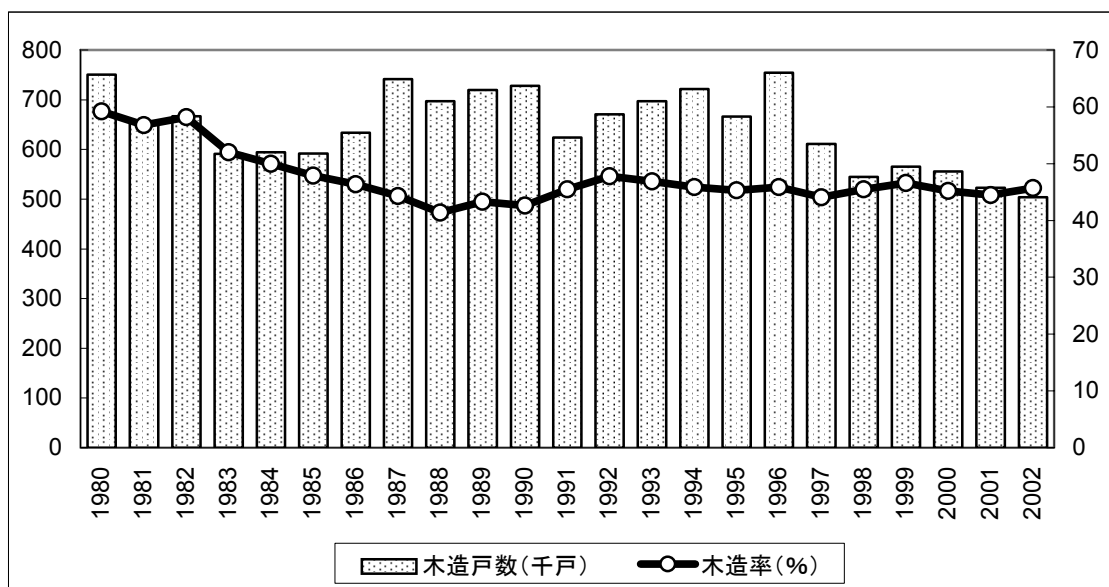
(出典)「森林バイオマスの収集・輸送コストの低減について」の調査報告書  
林業機械化協会

参照 URL : <http://www5.ocn.ne.jp/~junkan/hatsuseiryoku.html>

## 施策 5-2：建築及び工作物における木材使用の促進

- ・ 木材供給者と大工・工務店等との連携促進のための協議会などの開催、住宅セミナー等の開催等を実施。また消費者ニーズ等の情報の収集分析、シンポジウムやセミナー開催などによる普及啓発を実施。（施策 5-3：「木材利用を促進するための総合的な対策の推進」参照）
- ・ 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化、品質性能の明確な木材を低コストで安定的に供給しうる体制の構築、長期居住可能な住宅の資材とその利用方法等に関する技術開発及びその普及啓発等を実施。（施策 5-3：「木材利用を促進するための総合的な対策の推進」参照）
- ・ 展示効果やシンボル性が高く波及効果が期待できる木造公共施設において、環境負荷の低減、施設の長寿命化などの整備を推進。（施策 5-4：「学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備」参照）
- ・ 木造と非木造の設計比較とともに、建設費や環境負荷低減効果の推計等を行い、情報提供。
- ・ 2003年における住宅の木造率は1980年と比較して、20%近く低下。

図表 12 住宅の木造率の推移



(出典) 月間着工統計

URL : [http://www.infobears.ne.jp/kmokuren/p\\_j041.htm](http://www.infobears.ne.jp/kmokuren/p_j041.htm)

### 施策 5-3：木材利用を促進するための総合的な対策の推進

- ・ 政府広報番組等の活用、相談窓口の運営等により、木材の品質、性能等の分かりやすい情報を提供。
- ・ 木材産業における創業・新規開業の支援や地域材利用の促進を目的として「明日の暮らしと環境・木材フェア」を開催（2003年6月、大阪市・さいたま市 開催）。

図表 13 明日の暮らしと環境・木材フェア



（出典）全国木材協同組合連合会ホームページ

- ・ 「森林（もり）へいこうよ全国フェア」を毎年開催し、間伐および間伐材利用の重要性をPR。

図表 14 森林（もり）へいこうよ全国フェア

日時 <b>6/14</b> <small>SAT</small> ~ <b>15</b> <small>SUN</small>		会場 <b>大阪ドーム</b>
● 10:00~17:00		● 10:00~16:30
<b>もり</b> <b>森林へいこうよ2003 緑の雇用と森林の総合展</b>		
■ <b>森林の仕事相談エリア</b>	ビデオ・スライドを使った林業の仕事紹介や就業相談のコーナー	
■ <b>森林のエントランス</b>	杉や檜に囲まれた森林が出現。ウッドチップの遊歩道や木の香りが楽しめます。	
■ <b>森林の働きパネル展</b>	森林の現状、機能、公共性や間伐の必要性から、新エネルギー「木質バイオマスエネルギー」に関するパネル展示コーナー。	
■ <b>森林の恵み・間伐材</b>	間伐材の様々な使用例を実物展示して紹介するコーナー。ブランコやフェンス、デッキまで幅広い製品を展示します。	
■ <b>小型林業機械の展示</b>	実物の林業機械の展示や、森林作業の安全性、利便性を追及した安全用具を展示します。	
■ <b>森林の学校</b>	環境林業、木質バイオマスエネルギー、森林林業士に関するミニセミナーやパネル展 <span style="color: red;">ミニセミナー・観覧無料</span>	
■ <b>森林の工作教室</b>	親子で楽しめる「かなば教室」「状差し教室」 <span style="color: red;">先着順受付・参加無料</span>	

（出典）全国木材組合連合会ホームページ

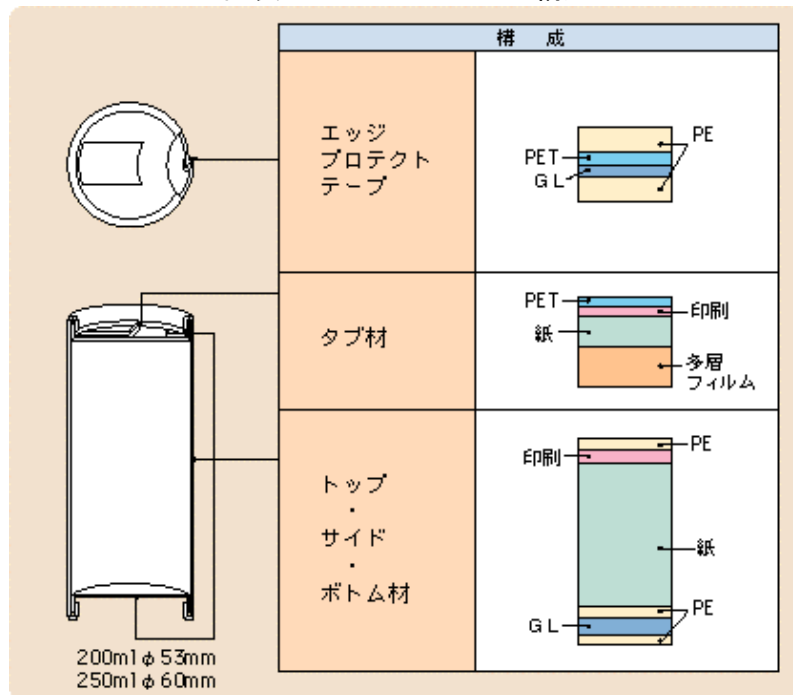
- ・ 間伐材を 15～20%含む間伐材封筒、フラットファイル、名刺、国産材チップを約 3 割使用した紙製の缶飲料製品（カートカン）の使用を推進。

図表 15 間伐材封筒（全国森林組合連合会の認定マーク）



（出典）特定非営利活動法人レインボー ホームページ

図表 16 カートカンの構造



（出典）凸版印刷(株)ホームページ

- ・ 森林所有者、住宅生産者および消費者までの連携強化による「顔の見える家づくり」を推進。取組団体は 152 団体（2003 年度）。林野庁が策定した「地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針」（2002 年 2 月）においても明確に位置付けられている。

図表 17 地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針（抜粋）

課 題	推 進 方 向 等
<p>(2) 木造軸組住宅における需要の拡大</p> <p>① 中小住宅生産者への対応</p> <p>ア 顔の見える木材での家づくりの推進</p> <p>(7) NPO等における取組の促進</p> <p>近年、設計者や大工・工務店と木材供給者等が連携して、NPO等となり、地域材を使用した住宅の提案やその供給体制の整備等に取り組む動きが見られている。このような取組は中小住宅生産者を中心とした地域材の利用促進に極めて有効であることから、今後、これらの取組を木材関係者の主導の下、地域の特色を活かしつつ、森林所有者から住宅生産者までの関係者がそれぞれの役割を果たし、消費者が納得する家づくりのシステムとして拡充していくことが必要である。</p>	<p>○ 取組数の増加とその活動の活性化を促進する。</p> <p>(グループの育成・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲ある者のデータベース化による情報の提供</li> <li>・家づくりグループの結成のための説明会の開催</li> <li>・設計者や大工・工務店等に対する資材情報や設計情報の提供による設計支援</li> <li>・設計者の協力を得つつ、地域の気候風土に適合した木造軸組構法や大工技術の再評価を行うとともに、新たな住宅のデザインやプランの提案等</li> </ul> <p>(グループの特色づくり等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉枯らし乾燥や天然乾燥を取り入れた特色ある部材供給</li> <li>・設計士や大工・工務店等の設計・提案能力と木材利用技術の向上のための技術開発等</li> </ul> <p>(普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ニーズを踏まえ、地域材の魅力を引き出したモデル住宅の建設等による取組のPR</li> <li>・消費者向けセミナーの開催</li> <li>・インターネットによる家づくり情報の提供</li> <li>・消費者にわかりやすく普及するための人材の育成等</li> </ul> <p>〔関係者のそれぞれの役割〕</p> <p>森林所有者：素材の安定的な供給      木材供給者：品質・性能の優れた製品を安定的な価格と量の下で供給      住宅生産者（設計者、大工・工務店等）：消費者の要望する住宅の具現化</p> <p>○ 県レベル組織の取組を促進する。</p> <p>(組織化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織化のための説明会の開催等</li> </ul> <p>(普及)</p> <p>県レベル組織による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家づくりグループの提供する木造住宅の良さのPR</li> <li>・消費者向けの住宅相談</li> <li>・家づくりグループの構成員のレベルアップを目指すセミナーの開催等</li> </ul>
<p>(4) 民間や地域独自の取組促進</p> <p>・民間における製材等木材加工から住宅の生産販売までの関係者の連携によるトータルな行程の中で、コストの吸収や製品の品質管理等の促進が必要である。</p>	<p>民間企業としての特性を活かしつつ、素材生産から住宅生産までの関係者の連携によるコストの削減等についての先進的な取組についての情報提供により、一体的な事業化や情報ネットワークの構築を促進する。</p>
<p>・地域における地域材を多用する住宅や資材の開発、人材育成等の取組の促進が必要である。</p>	<p>地域の特性を活かした地域材を多用する工法の提案、厚板を活用して施工を合理化したパネル（壁材や床材）の開発及びその供給体制の整備等の取組を促進する。</p> <p>木材の特性や木造住宅の良さ等について消費者等に説明できる人材の育成を促進する。</p>
<p>・民間や地域の取組の中でJAS規格製品の普及の促進が必要である。</p>	<p>品質・性能が明確なJAS規格製品を設計者や大工・工務店等に加え、消費者に対しても普及を促進する。</p>
<p>・業界団体等による住宅への木材利用拡大に資する取組の促進が必要である。</p>	<p>寸法種類の統一等による部材の合理化を通じた調達コストの低減や住宅施工の合理化の取組を促進する。</p> <p>AQ等の認証事業を活用した木質内装材の利用拡大等の業界団体の取組を促進する。</p>

(出典) 林野庁資料

- ・ グリーン購入法の活用を含め間伐材の利用促進を実施。
- ・ 学校等公共施設、公共土木事業における木材利用を促進。(施策 5-4:「学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備」参照)
- ・ 木材産業や公共施設における木質バイオマスエネルギーの利用を促進。(施策 5-6:「木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備」参照)
- ・ 木質バイオマスエネルギー利用について、施設整備の重点的な推進に加え、林地残材の効率的な運搬・収集に資する機材を整備。

#### 施策 5-4：学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備

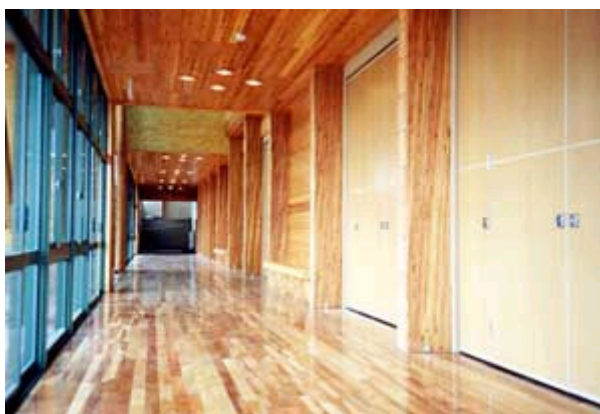
- ・ 林野庁において「先駆的木造公共施設実証事業」を実施。展示効果やシンボル性が高い公共施設等において、低コスト化、耐火性能の向上など地域材を利用した先駆的な取組を実証することにより、地域材利用を促進。都道府県や市町村における、先駆性のある木造公共施設の整備や内装の木質化に対して2分の1を補助（2002～2006年度）。



図表 32 先駆的木造公共施設実証事業の例

（出典）林野庁

- ・ 林野庁と文部科学省との連携により「地域材利用学校関連施設整備事業」を実施。地域社会の中核的施設である学校において、内装の木質化、関連施設の木造化・木質化を行うことにより、木材の特性を活かした暖かみと潤いのある教育環境の整備と地域材利用を促進。都道府県や市町村における、教育施設の木造化・木質化に対して2分の1を補助（2002～2006年度）。



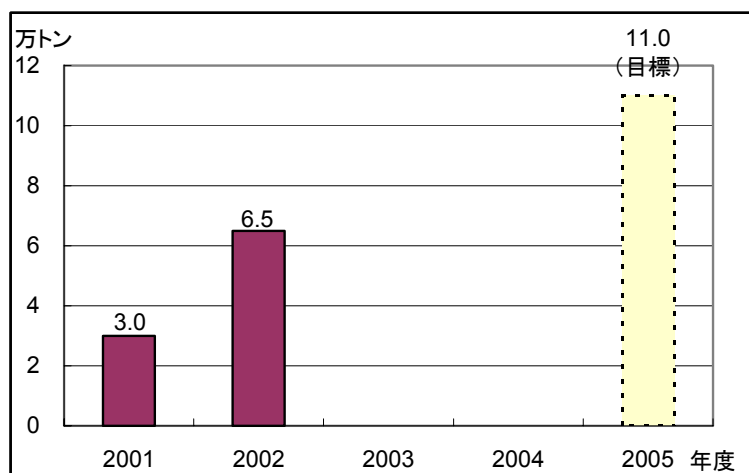
図表 33 地域材利用学校関連施設整備事業の例

（出典）林野庁

## 施策 5-5：木質バイオマスエネルギー利用対策促進

- ・ 木質バイオマスでは、樹木の枝葉、被害木、森林内に放置された間伐木等の林地残材が年間 10 百万m<sup>3</sup>、製材工場等で発生する端材やおが屑が 15 百万m<sup>3</sup>、住宅建築や解体の際に発生する建設発生木材が 12 百万m<sup>3</sup>であり、合わせて年間 37 百万m<sup>3</sup>に達すると推計される。さらにこれらは製材工場残材が工場内の木材乾燥施設の熱源として比較的利用されているものの、半数は未利用であると推計される。
- ・ 未利用木質資源のエネルギー利用については、発電施設や熱供給施設の整備が遅れていること、原料調達面においては石油等に比べ収集・運搬コストが高いこと等により利用が進まず、放置または廃棄されている実態にある。そこで、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備等により、製材工場から発生する端材や建設発生木材等の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、2002～2004 年度にかけて「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」が実施されている。事業内容は (1)木質バイオマスによるエネルギー供給施設（バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等）整備に対する助成、(2)上記施設に隣接・付随する木材工業団地、又は公共施設等におけるエネルギー利用施設等の整備や貸付用ペレットストーブに対する助成、補助率は 2 分の 1 である。
- ・ 農林水産業の政策評価では、「政策分野：バイオマスの利活用の推進」の目標の代替指標として、「製材工場等残材を燃料として利用する施設における木質系廃材の利用量」を用いている。2005 年度における木質廃材利用量を 1998 年度よりも 11 万トン増加させることを目標としている。2001 年度における増加量は 3 万トン、2002 年度は 6.5 万トン。

図表 18 製材工場等残材を燃料として利用する施設での木質系廃材の利用増加量



(出典) 農林水産省 平成 15 年度政策評価シート



#### 施策 5-6：木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備

- ・ 木質バイオマスエネルギー供給施設や公共施設等における木質ボイラー等の木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等を実施。
- ・ 木質バイオマスエネルギー利用について、施設整備の重点的な推進に加え、林地残材の効率的な運搬・収集に資する機材を整備。
- ・ 秋田県能代市で 2003 年に市場価格のない間伐材や製材所の木くず、建築廃材を燃やして発電する木質バイオマス発電所が完成。

図表 19 能代森林資源利用協同組合のバイオマス発電施設



(出典) 林野庁ホームページ

## Ⅱ. 都市緑化等の推進

対 策	施 策
○公共公益施設等における緑化 都市公園、道路、河川等の公共 公益施設等において高木を植栽	1-1:「緑の政策大綱」等に基づく緑化の推進 1-2:「エコポート政策」等に基づく港湾の緑化の推進 1-3:市町村における「緑の基本計画」の策定の推進と 計画に基づく緑化の推進 1-4:緑の創出に関する普及啓発と市民、企業、NPO 等の幅広い主体による緑化の推進

### 施策 1-1: 「緑の政策大綱」等に基づく緑化の推進

- ・ 国土交通省（当時：建設省）において、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境の形成により、国民が健康で快適な生活を享受することを目的とし、21世紀初頭までの施策の基本方向と目標を明確にした「緑の政策大綱」を策定（1994年7月）。施策の基本方向は、①緑の保全と創出による自然との共生、②緑豊かでゆとりと潤いのある快適な環境の創出、美しい景観の形成、③緑を活用した多様な余暇空間づくりの推進、④市民の参加、協力による緑のまちづくり推進の4つ。
- ・ 国土交通省において、都市における自然再生や多様な生物の生息生育基盤の確保等を目的とし、干潟や湿地、樹林地の再生・創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤を整備する「自然再生緑地整備事業」を開始（2002年度）。
- ・ 国土交通省において、クールアイランドや風の道形成など都市環境改善のため重点的に緑地の整備を行う「緑化重点地区総合整備事業」、国民の環境保全活動や環境学習の場となる環境ふれあい公園の整備を実施。
- ・ 日本政策投資銀行において屋上緑化を整備する建築物等に対し低利融資（エコビル整備事業）。1996～2002年度に11地区において実施。但し、対象は屋上緑化のみでなく省エネや節水についても含まれている。

図表 20 エコビル整備事業事例

南海電気鉄道株式会社／「未来都市ないわ新都」プロジェクトにおける屋上緑化	
場所:	大阪市浪速区 難波再開発A-1地区(大阪球場跡地)
融資制度項目:	エコビル整備事業
<p><b>会社の概要</b></p> <p>南海電気鉄道(株)は関西大手私鉄の一つで、大阪難波を起点に、関西空港方面、和歌山市、高野山へと広域に事業を展開している会社です。</p>	
<p><b>プロジェクト概要</b></p> <p>難波再開発A-1地区建設工事は、「未来都市ないわ新都」を街づくりコンセプトに、南海電鉄(株)と(株)高島屋が事業主体となり、大阪市浪速区の大阪球場跡地に大型商業施設、オフィス棟などを整備するものです。大阪市南部の中心地であり、関西空港、和歌山、奈良、東海地方からの交通の結節点である難波に、国際化時代にふさわしい複合機能都市が誕生することとなります。</p>	
<p><b>屋上緑化</b></p> <p>「ないわ新都」のテーマは「人と自然と街の共生」であり、その具体化の一つが商業施設棟に設けられる「屋上公園」です。これは、段丘状にデザインされた商業施設棟の屋上に大規模な親緑空間(緑化面積:約5,000m<sup>2</sup>)を創出し、街に憩いの場をもたらし、人々の回遊性を高めるものです。</p>	
<p><b>本プロジェクト(屋上緑化)によって得られる環境的効果</b></p> <p>屋上緑化は、利用できる空間の限られた都市の緑化に貢献し、ヒートアイランド現象の抑止や二酸化炭素吸収源を作り出すといった効果があります。また、数字に現れない効果ですが、人々が身近に自然に接せる場所を提供し、都市のアメニティを高め、環境との共生という21世紀にふさわしい街づくりに資するといった意義もあります。</p>	



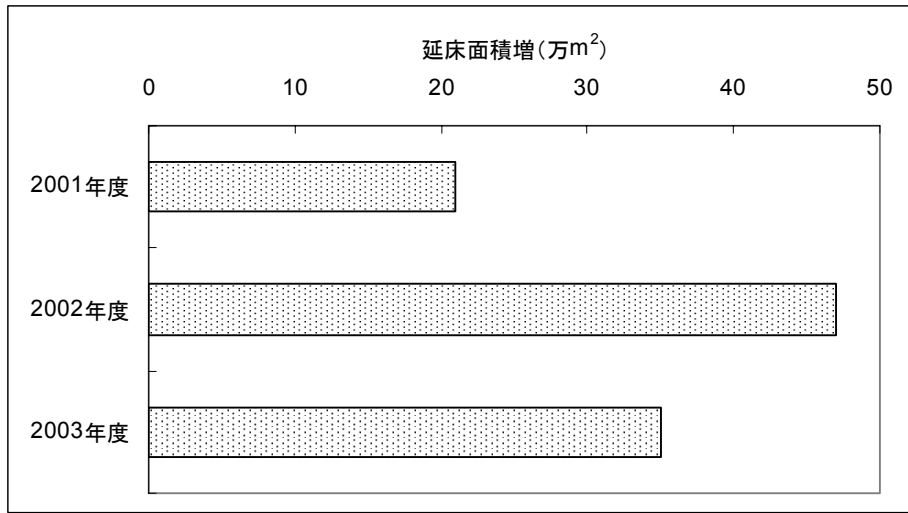
(出典) 日本政策投資銀行 資料

図表 21 エコビル整備事業対象要件

(1) 延べ床面積2000m <sup>2</sup> 以上
(2) 外壁等の断熱性能の向上等省エネルギー性能を確保するための適切な建築計画・設計が行われていることにより、消費エネルギーの削減が図られていること。
(3) 雨水・排水再利用、節水型器具等による水資源の有効活用や高性能浄化槽等による公共用水域への汚濁負荷の低減のための措置により、水資源の有効利用、雨水の流失抑制又は汚濁負荷の軽減が図られていること。
(4) 屋上緑化施設を備えるなど、良好な都市環境の保全・創出への適切な配慮がなされていること。
(5) 分別収集のための施設整備等ゴミの排出を削減するための措置により、ゴミ排出量の削減が図られていること。
(6) 建築物の長寿命化が図られた建築計画・設計が行われていること。

(出典) 日本政策投資銀行 資料

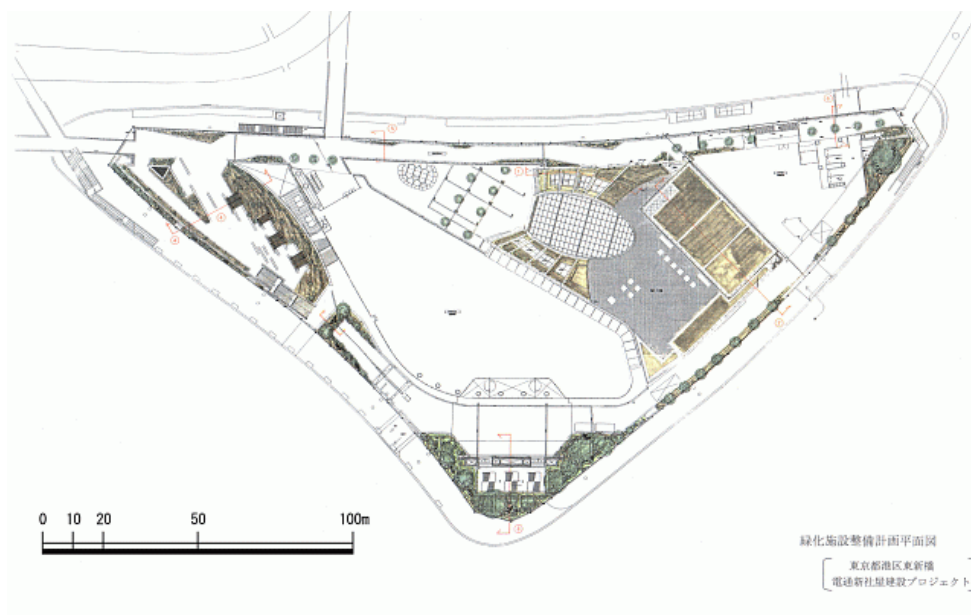
図表 22 エコビル整備面積（延床面積増加分）



(出典) 日本政策投資銀行 資料

- 建築物の屋上等における緑化施設の整備計画に際して、市町村長の認定に基づき固定資産税の軽減措置が適用される「緑化施設整備計画認定制度」を創設（2001年）。認定基準は敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上、緑化率 20%以上。2002年度末までに 8 箇所、4haで適用。

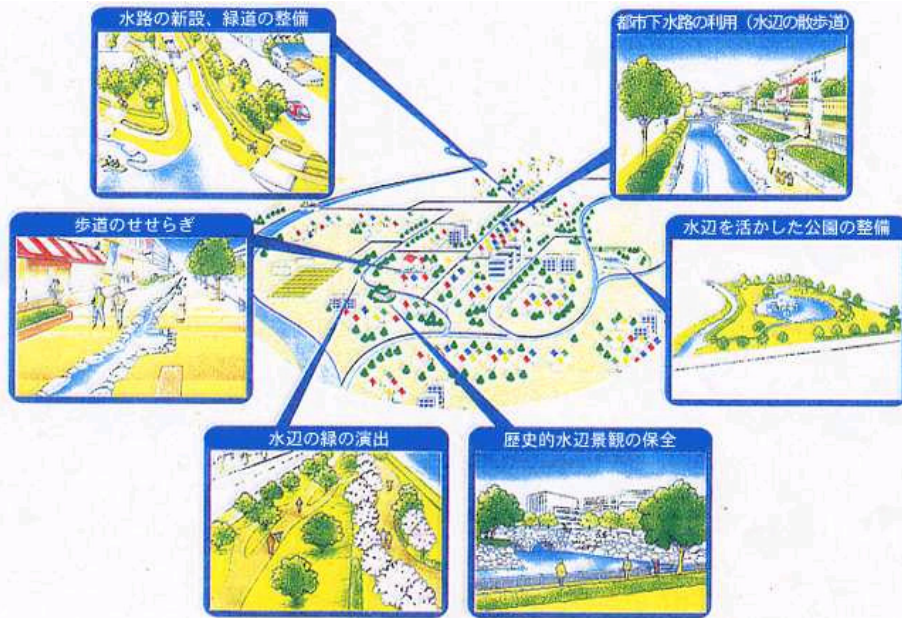
図表 23 緑化施設整備計画認定制度の対象である電通新社屋の平面図



(出典) 国土交通省

- ・ 国土交通省において、都市環境が悪化している地域において、地域の独創的かつ個性あふれる構想により、水と緑の豊かなネットワークを形成する「水と緑のネットワーク整備事業」を開始（2001年）。

図表 24 水と緑のネットワークのイメージ図



(出典) 国土交通省

- ・ 国土交通省（当時：建設省）において、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯を形成する「都市山麓グリーンベルト事業」を開始（1996年）。2002年度は13の都市域において実施。

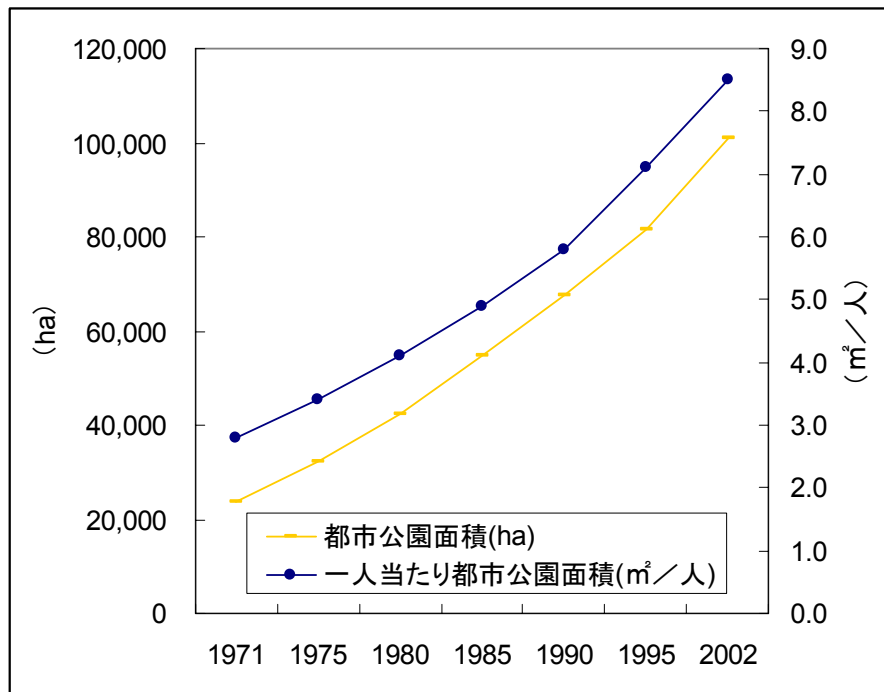
図表 25 都市山麓グリーンベルト事業のイメージ



(出典) 国土交通省

- ・ 2002 年度末の都市公園面積は 100,968ha、一人当たり都市公園面積は 8.5  $\text{m}^2/\text{人}$ 。

図表 26 都市公園面積と一人当たり公園面積の推移



(出典) 国土交通省

- ・ 2003 年 12 月の COP9 において、国際的な吸収量の計上指針（グッド・プラクティス・ガイダンス）が了承されたことを踏まえ、現在、国内の関係省において、都市公園、道路、河川等における緑地等の吸収量の報告・検証体制についての検討を実施。

## 施策 1-2：「エコポート政策」等に基づく港湾の緑化の推進

- ・ 国土交通省（当時：運輸省）において、①将来世代への豊かな港湾環境の継承、②自然環境との共生、③アメニティーの創出、を基本理念とする「環境と共生する港湾（エコポート）」を策定し（1994年）、以降、干潟等の再生や覆砂等を行う「海域環境創造事業」、汚泥浚渫等を行う「港湾公害防止事業」、臨海部緑地の整備等を行う「港湾環境整備事業」を総合的に実施。

図表 27 大阪府堺泉北港における干潟再生のイメージ



（出典）大阪府ホームページ

- ・ 親水性を活かした港湾緑地の整備を全国 100 港以上で実施（2002 年度）。特に整備方式を工夫して港湾整備を推進するモデル事業を全国で実施。
- ・ 湾岸空間の緑地率は 7%（2002 年度末）。2003 年度の湾岸環境整備事業の予算は 150 億円。

図表 28 湾岸空間の緑地率の推移（実績値及び目標値）

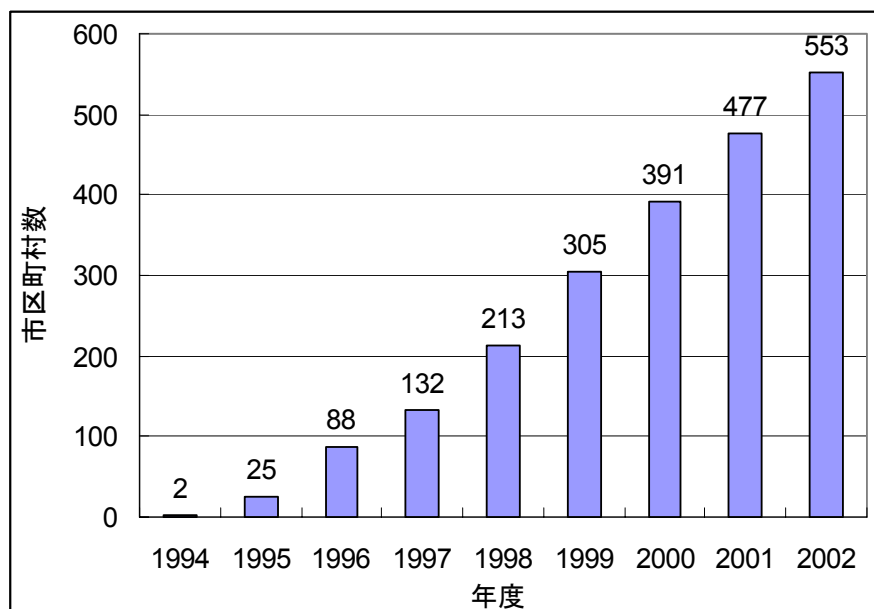
2000 年	2002 年	2006 年
7%（実績値）	7%（実績値）	8%（目標値）

（出典）国土交通省

### 施策 1-3：市町村における「緑の基本計画」の策定の推進と計画に基づく緑化の推進

- ・ 良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的に、民有緑地を確実に守る「緑地保全制度」と、民有緑地を創出する「緑地協定制」の大きく二つを柱とし「都市緑地保全法」を制定（1973年）。
- ・ 同法は、制定後、新たなニーズや政策課題に対応するため、1994年、1995年、2001年の3度の改定を実施。1994年の改定において、地域特性に応じた柔軟性と実効性を持った、総合的かつ計画的な政策を展開するため、「緑の基本計画」を創設。同計画の策定主体は、各市町村であり、都市公園の整備、緑地保全地区の決定等、都市計画制度に基づく施策とともに、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等の都市計画制度によらない施策や取組も含まれている。2003年3月末現在、553市区町村（27.1%）が策定を完了し、190市区町村（9.4%）が策定中。策定状況を市町村の人口規模別に見ると、人口規模が小さくなるほど策定率が低下する傾向にあり、人口50万人以上の市町村では、100%の市町村が策定済みもしくは策定中であるのに対し、人口5万人未満では23%に留まっている。そのため人口で見ると、65%が策定済み、12%が策定中、23%が未策定。

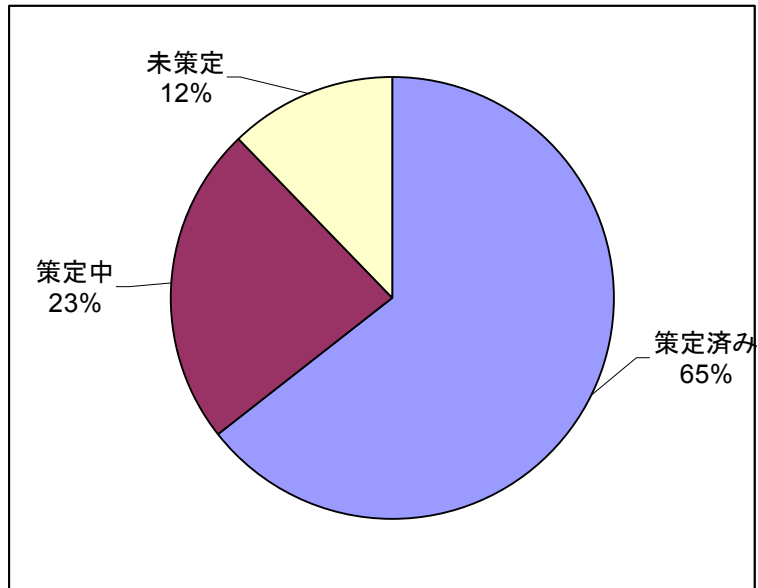
図表 29 緑の基本計画策定市町村数の推移



（出典）国土交通省



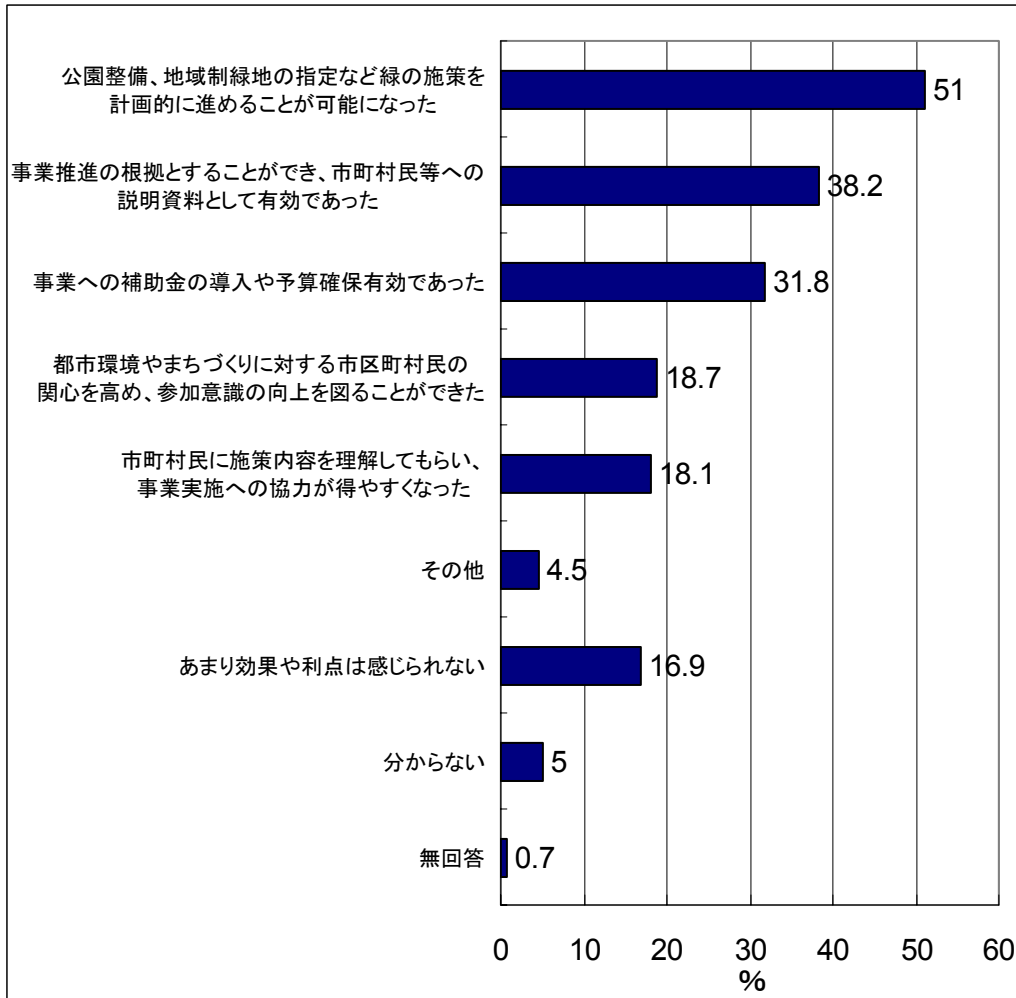
図表 30 策定・未策定人口の割合



(出典) 国土交通省

- ・ 国土交通省による、「都市における緑地の保全・創出—都市緑地保全法等による施策展開の検証—」プログラム評価に基づく、緑の基本計画に関する市町村の緑地担当者へのアンケート結果は以下のとおり（回答数 718）。

図表 31 緑の基本計画の効果や利点



(出典) 国土交通省



- ・ 様々な自治体において、地域に密着した緑化活動の支援を目的とし、都市緑化基金を設置。2002年3月末現在、基金設立数は全国で313団体。

図表 33 都市緑化基金都道府県別件数

都道府県政令市	都市数	件数	都道府県政令市	都市数	件数
北海道	18	18	和歌山県	3	3
青森県	3	3	鳥取県	3	3
岩手県	1	1	岡山県	2	2
宮城県	(1)	1	山口県	2	2
山形県	1	1	徳島県	3 (1)	4
福島県	9	10	香川県	2 (1)	3
茨城県	9 (1)	10	愛媛県	3	4
栃木県	2	2	高知県	1	1
群馬県	6	6	福岡県	4	4
埼玉県	24 (1)	25	佐賀県	2	2
千葉県	14 (1)	15	長崎県	2 (1)	3
東京都	25	26	熊本県	1 (1)	4
神奈川県	25 (1)	28	大分県	1	1
新潟県	7 (1)	8	沖縄県	1	1
富山県	2	3	札幌市	1	1
石川県	3 (1)	4	仙台市	1	1
福井県	1	1	千葉市	1	1
山梨県	1	1	東京特別区	9	9
長野県	5	5	横浜市	1	1
岐阜県	6	6	川崎市	1	1
静岡県	6 (1)	7	名古屋市	1	1
愛知県	17 (1)	18	京都市	1	1
三重県	4	4	大阪市	1	1
滋賀県	3	3	神戸市	1	3
京都府	8	10	広島市	1	1
大阪府	26 (1)	27	北九州市	1	1
兵庫県	10	10	福岡市	1	1
合計			287 (10) 313		

(出典) 国土交通省

### 大阪府みどりの基金

大阪府みどりの基金は以下のような用途に用いられている。なお、寄付主体は法人、個人いずれも税の優遇措置が適用され、かつ10万円以上寄付を行った場合は府知事の感謝状を受けることができる。2002年度は6団体、5個人からの寄付を受けた。

#### ①市街地の身近な緑を増やす

- ・ 住宅団地、学校、工場等での植樹における、緑化樹木の無償配付
- ・ 都市における大規模な緑化や、公共的なスペースの緑化に対する助成（民間施設緑化推進事業）

#### ②良好な自然環境をまもる

- ・ 自然環境の管理費等に対する助成（自然環境保全地域等保全事業）
- ・ 古樹の治療や土壌改良（樹木保存事業）
- ・ 国の天然記念物である和泉葛城山のブナ林の保全（ブナ林保全整備管理事業）
- ・ 貴重な蝶(ゼフィルス)などが生息する能勢町三草山の緑地保全（三草山緑地環境保全事業）

③みどりの運動の輪を広げる

- ・ 自然に親しみ、体験を通じて心豊かな人間形成を目指す「緑の少年団」の育成
- ・ ボランティア活動を通じて自然環境の保全や緑化の推進を図る「みどりの人材銀行」の運営

図表 34 大阪府みどりの基金のシンボルマーク



(出典) 大阪府みどりの基金ホームページ

#### 施策 1-4：緑の創出に関する普及啓発と市民、企業、NPO 等の幅広い主体による緑化の推進

- ・ 国土交通省及び地方公共団体等の主催により、全国の緑地保護団体等が一堂に集い、都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するため、1990 年以降 2003 年まで、「みどりの愛護」のつどいを計 14 回春季に開催。この中で、花と緑の愛護に特に著しい功績のあった民間の団体の功績をたたえ、「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を実施。
- ・ 都市における緑の保全・創出や、都市公園・街路樹の整備を通じて、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを推進するため、国及び地方公共団体では、1975 年以降、毎年 10 月を「都市緑化月間」と定め、都市緑化意識の高揚に資する行事を実施。この中で、ボランティアによる都市緑化の進展を図るため、都市緑化の推進及び都市公園の設置・保全・美化に特に著しい功績のあった者をたたえ、都市緑化功労者国土交通大臣表彰を実施。
- ・ (財)都市緑化基金及び地方公共団体の主催により、都市緑化意識の高揚、緑化に関する知識や技術の普及等、人々の交流による新たな文化発信を図るため、1983 年以降 2003 年まで、全国都市緑化フェアを計 20 回開催。2004 年度は「浜名湖花博」、2005 年度は「アイランド花どんたく」との愛称で開催が決定。

図表 35 浜名湖花博の  
マスコットキャラクター



(出典) 浜名湖花博ホームページ

図表 36 アイランド花どんたくの  
マスコットキャラクター



(出典) アイランド花どんたくホームページ